

旧優生保護法下における強制不妊手術被害者に関する調査 および被害者への謝罪と補償を求める会長声明

全国青年司法書士協議会
会長 広瀬 隆

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,700名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、旧優生保護法による被害回復のため、下記のとおり声明を発する。

第1 声明の趣旨

1. 旧優生保護法における強制不妊手術の被害者について、国が正確な実態把握のための調査を行うことを求める。
2. 旧優生保護法における強制不妊手術被害者に対し、国が謝罪と適切な補償を行うことを求める。
3. 旧優生保護法下において、同法にすら基づくことなく、強制不妊手術を実施された被害者についても、国が実態調査と謝罪、適切な補償を行うことを求める。

第2 声明の理由

1. 報道

本年1月30日付毎日新聞報道によると、1996年に廃止された旧優生保護法下で不妊手術を強いられた宮城県の60代女性が同日、個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反するなどとして、国に1100万円の支払いを求める訴訟を仙台地裁に提起したとのことである。

また、旧優生保護法による不妊手術の記録が破棄されている事例が存在するとのことである。

2. 旧優生保護法による被害

旧優生保護法では、同法第3条第1項第1号ないし第3号において、本人並びにその配偶者の同意を得て行う不妊手術が定められていた。本人、配偶者又は近親者が「遺伝性精神病質」「遺伝性身体疾患」「遺伝性奇形」等を有していることを理由とする優生手術（第1号、第2号）と、本人又は配偶者が「癩疾患」（ハンセン病）に罹っていることを理由とする優生手術（第3号）である。

旧優生保護法第4条においては、本人が「遺伝性精神病」「遺伝性精神薄弱」「顕著な遺伝性身体疾患」等に罹っていることを理由とする不妊手術（優生手術）が認められていた。要件は、医師の診断と都道府県優生保護審査会の審査のみであり、本人の同意は不要であった。

旧優生保護法第12条においては、非遺伝性の「精神病又は精神薄弱」に罹っていることを理由とする不妊手術が認められていた。要件は、医師の診断と保護者の同意、都道府県優生保護審査会の審査であり、これも本人の同意は不要であった。

第4条による不妊手術は、本人の同意がなく、旧優生保護法に基づいて国家が強制下で実施したものと見ることができる。また、第12条による不妊手術についても、保護者の同意があったとしても、本人の同意がなく、かつ、国家による審査が伴う点において強制下で行われたものといえる。

また、第3条による不妊手術は、本人並びに配偶者の同意が要件ではあったが、本人が疾患や障害を有するとすると、その法的同意能力には疑義がある上、本人が完全に自由意志の下で同意を行ったかという点については疑問が残り国家による手術強制が強く窺える。

よって、同法に基づく不妊手術は、すべて国家の強制下による可能性が高い状態において行われたといえることができる。

3、違憲性と被害回復の必要性

(1) 違憲性

上記、旧優生保護法による多数の強制不妊手術は、憲法第13条から導かれる幸福追求権および自己決定権を明らかに侵害するものであり、違憲であったことは明白である。人が子を生む権利・機能を強制的に奪うことは個人の尊厳を否定することにほかならない。

(2) 被害回復の必要性

(1)で述べたとおり、旧優生保護法は違憲であったことは明白であり、被害者に多大なる身体的精神的苦痛を与えた。よって、国はこの被害を回復すべく、謝罪と補償を行うべきである。すでに、過去に同様の強制手術が行われたドイツやスウェーデンにおいては、謝罪と補償が行われている。

なお、日本は、1998年に、上記強制手術による被害補償をすべき旨、国連人権委員会から勧告を受けている。また、2016年には、国連女性差別撤廃委員会からも被害補償の勧告を受けている。しかしながら、国は、現在のところなんら補償を講じず、実態調査すら行っていない。

(3) 調査の必要性

冒頭で述べた毎日新聞報道によれば、都道府県において、旧優生保護法下での不妊手術記録が破棄されている事例が存在するとのことであり、被害回復の前提として、被害者を把握すべく、国は調査を行うべきである。

また、過去の優生保護政策の詳細を明らかにし、将来にわたって二度とこのような被害を発生させないために、旧優生保護法による手術について、その実態（運用、要件、審査会の内容等）を調査し、公表すべきである。

さらに、前記のとおり旧優生保護法に基づく手術すら踏まらずに、強制不妊手術が行われた被害者も存在するものと指摘されており、このような事例の被害者の把握も当然必要であり、国は調査を行うべきである。

4、終わりに

今回、当協議会は、日本国憲法施行後の旧優生保護法下で強いられたこの強制不妊手術等に関する事実を知ろうとさえしなかった、または知っていてもその違憲性に対して法律家としての声をあげることしなかった自らの姿勢を深く反省している。なぜならば、当協議会は、2004年より、ハンセン病差別被害の研究、療養所におけるハンセン病回復者を対象とした相談会・交流を継続し、また、当協議会に所属する司法書士の多くが、障がい者・精神疾患等に罹患する方の成年後見人に就任するなど、「個人の尊厳」の尊さを十分に知っている立場だからである。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、当協議会として何をすべきかを会全体で真摯に考え、行動に移すとともに、今後、当協議会において、旧優生保護法による強制不妊手術被害者への補償と謝罪のための活動をさらに積極的に行っていく所存である。

以上